

日本語学校学生災害補償制度

(海外旅行保険・学校契約団体傷害保険(学校の管理下のみ補償)・施設賠償責任保険)

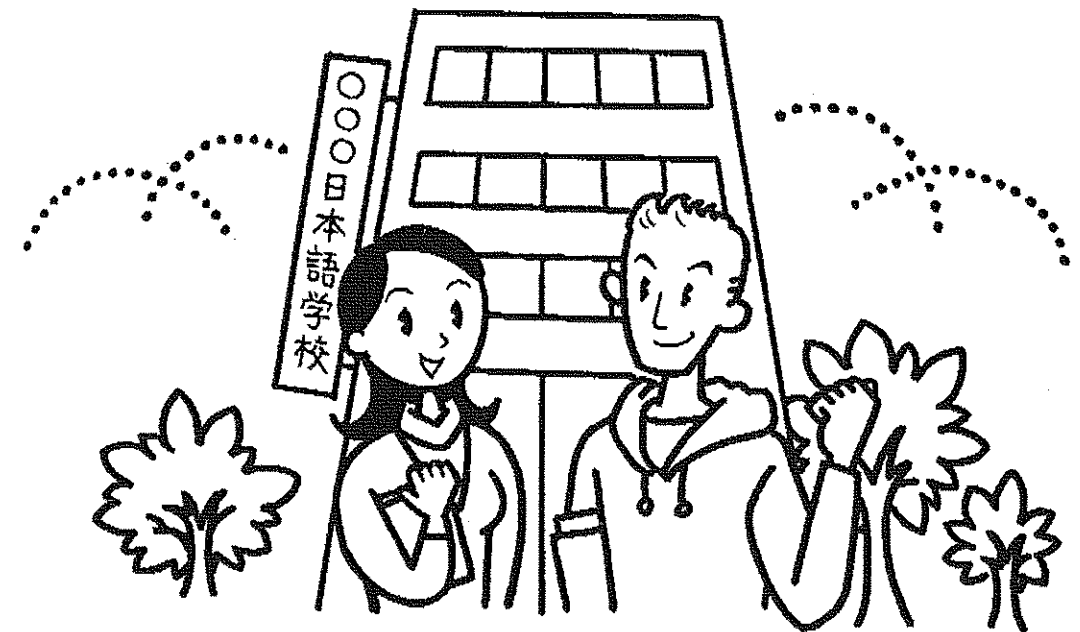
当協会では、平成15年4月から、日本語教育機関に在籍する学生の就学等に伴う災害を補償する日本語学校学生災害補償制度(以下「日学災」)を開設しました。毎年数多くの日本語教育機関にご加入いただいております。2012年1月末現在、その数は、約110校にのぼります。

日学災は、日本語教育機関の学生全員が安心して勉学に励むことができるよう、2つのタイプの補償を用意しております。日常生活のさまざまな事故によるケガ、疾病、救援者費用などを補償するⅠ.「総合補償タイプ」(2004年4月から開始)と、学校管理下中のケガや学生が法律上の損害賠償責任を負担した場合に被る損害を補償するⅡ.「基本補償タイプ」です。

上記の補償タイプは、いずれも、東京海上日動火災保険株式会社が当協会のために提供する補償内容であり、当協会が保険契約者となって運営しております。

この制度を長期的に健全に運営していくために、できるだけ多くの日本語教育機関がこの制度に加入されることが望まれます。各位におかれましては、この制度の趣旨を十分にご理解いただき、是非ともご加入くださいますようお願いいたします。

(※)本制度の被保険者となることができるのは財団法人日本語教育振興協会の維持会員校が学校単位(クラス単位、学年単位でも可能です。)で一括加入する場合の学生に限ります。



<お問い合わせ窓口>

財団法人 日本語教育振興協会(総務部:大作・小野寺・上戸)
〒151-0053 渋谷区代々木1-58-1 TEL03-5304-7815

<お問い合わせ先・取扱代理店>

海上商事株式会社(担当:芝田・山田)
〒151-0053 渋谷区代々木2-11-15 ☎0120-574-578
FAX03-3320-4877

<引受保険会社・担当課>

東京海上日動火災保険株式会社(担当課:公務第二部公務第一課)
〒102-0075 千代田区三番町6-4
TEL03-3515-4133

財団法人 日本語教育振興協会
取扱代理店 海上商事株式会社

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社(担当課:公務第二部公務第一課)

I. 総合補償タイプ (海外旅行保険)

1 保険金額と掛金

加入タイプ	A	B
補償内容	補償(保険)金額	
傷害死亡	100万円	100万円
傷害後遺障害	100万円	100万円
疾病死亡	80万円	80万円
賠償責任	3,000万円	3,000万円
*治療・救援費用	300万円(1事故・疾病につき)	40万円(1事故・疾病につき)
年間掛金(1名につき)	*15,800円	***13,570円

* 治療費用については、公的医療保険制度等からの支払等がない場合、医師・病院に支払った診療・入院関係費用については、実際に支出した費用で保険会社が妥当と認める費用の30%をご契約の保険金額を限度にお支払します。
** 基本は1年契約ですが途中で加入することも可能です。詳細は掛金表、および④ご加入手続きをご覧ください。
*** 上記および下記掛金表中の掛金には、保険料の他に「日本語学校学生災害補償制度」の制度運営費として10円が含まれております。

2 保険掛金と補償(保険)期間

〈掛金表〉(1名につき)

	A	B
平成24年 4月(12ヶ月補償)	15,800円	13,570円
5月(11ヶ月補償)	14,400円	12,370円
6月(10ヶ月補償)	13,050円	11,200円
7月(9ヶ月補償)	11,660円	10,020円
8月(8ヶ月補償)	10,240円	8,800円
9月(7ヶ月補償)	8,860円	7,610円
10月(6ヶ月補償)	7,490円	6,430円
11月(5ヶ月補償)	6,130円	5,270円
12月(4ヶ月補償)	4,760円	4,090円

(注1) 表中の○月とは加入月を指します。加入月前月25日までに加入手続きを完了した場合、補償(保険)期間は、毎月1日(午前0時)～平成25年3月31日(午後12時)までとなります。
ただし、補償の開始日は、加入期間の開始日と学生が留学目的のために母国の住居を出発した日のいずれか遅い日となります。

加入期間：<平成24年4月1日～平成24年12月1日>

包括特約期間：<平成23年12月31日(午前0時)～平成24年12月30日(午後12時)まで(1年間)>

3 総合補償タイプの特徴

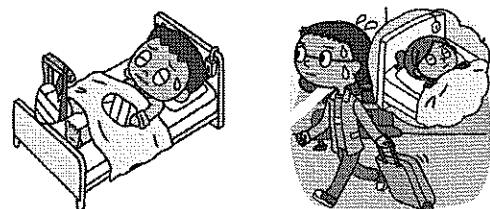
- ◎基本補償タイプにはない、「疾病」、「日常生活上のさまざまな偶然な事故によるケガ・法律上の損害賠償責任」、「救援者費用」が補償されます。
- ◎公的医療保険制度等からの支払等がない場合、医師・病院に支払った診療・入院関係費用については、実際に支出した費用で保険会社が妥当と認める費用の30%をご契約の保険金額を限度にお支払します。
- ◎学校単位で加入していただき、在籍する学生全員のうち、在留資格認定証明書の交付を受け、日本への入国査証を取得している方を保険の対象(被保険者)とします。(年度途中に入学する学生も、保険の対象とします。)

■治療・救援費用保険金

■傷害死亡保険金

■傷害後遺障害保険金

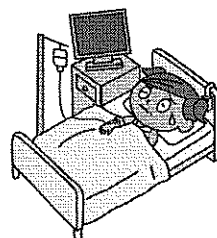
- ・交通事故をはじめさまざまな事故でケガをしたとき。
- ・3日以上継続した入院等で本国から親族が駆け付けるときの渡航費用等。
- ・大ケガや大病となり、本国へ移送されるときにの移送費用等。



■治療・救援費用保険金

■疾病死亡保険金

- ・かぜ、盲腸などの病気にかかったとき。



■賠償責任保険金

- ・誤って、他人の物を壊したり、他人をケガさせたとき。
(ただし自動車・バイク等の所有・使用などに起因する損害賠償責任は対象となりません。)

〈主な免責事項〉

保険期間開始前に発病した病気・発生したケガの治療費用。妊娠・出産・流産・早産およびこれらに起因する病気および歯科疾病による治療など。ただしケガによる歯科治療を除きます。

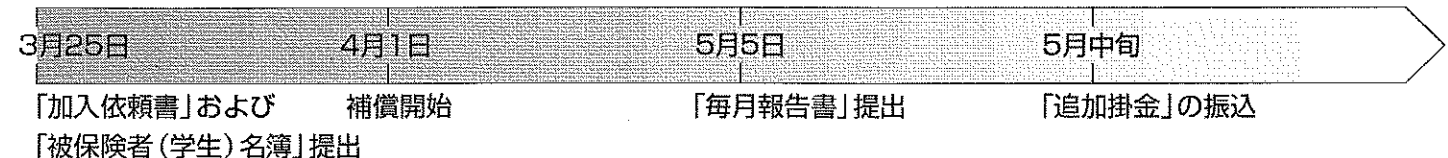
* 保険金をお支払いする場合、保険金のお支払い額、保険金をお支払いしない主な場合についてはこのパンフレット後記「補償タイプのご説明」をご覧ください。

4 ご加入手続

I. 平成24年4月1日保険開始の場合(通常の制度加入)

- ①3月25日 → 「加入依頼書」および「被保険者(学生)名簿(ご加入申込み日時点のもの)」を協会に送付し、掛金合計額(Aタイプ15,800円、Bタイプ13,570円×学生数合計※)をお振込みのうえ、お申込ください。
- ②3月末 → 学生用の「加入者票」および「毎月報告書」を取扱代理店(海上商事)から送付いたします。
- ③5月5日 → 「毎月報告書」にて、申し込み日以降に入学および退学の学生がいた場合、協会にご報告ください。
- ④5月中旬 → 上記「毎月報告書」に基づき、「掛金精算書」を協会から学校へ送付いたします。
- ⑤5月中旬 → 上記「掛金精算書」に基づき追加掛金をお振込みください。(途中で退学した学生がいる場合は、未経過期間の保険料を返還します。)
- ⑥以降毎月5日まで → 「毎月報告書」にて、前月に新たに入学した学生および退学した学生を当協会にご報告ください。④、⑤と同様に掛金の精算を行います。

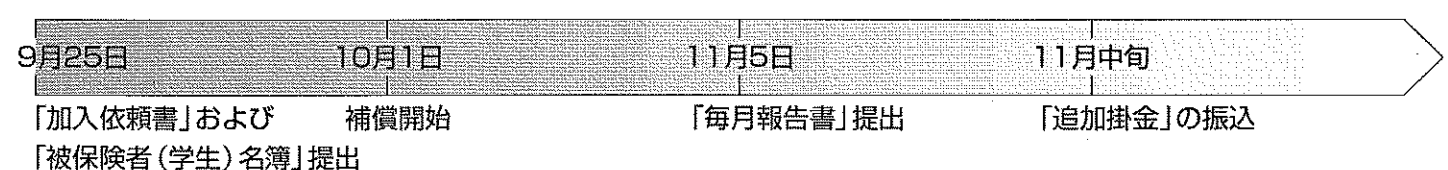
(例) 4月1日加入の場合



II. 学校として中途加入する場合(毎月1日加入)

- ①加入希望月の前月25日までに「加入依頼書」および「被保険者(学生)名簿」を協会にご送付し、掛金合計額(加入月掛金×学生数合計※)をお振込みください。
- ②以降の手続は、上記①②～⑥と同じです。
※「学生数合計」とは、保険開始月(加入希望日)の1日時点での予定数です。

(例) 10月1日加入の場合



口座番号：三菱東京UFJ銀行西新宿支店 普通 1132968
口座名義：財団法人日本語教育振興協会 理事長 佐藤 次郎

(注) 振込手数料は学校にてご負担願います。

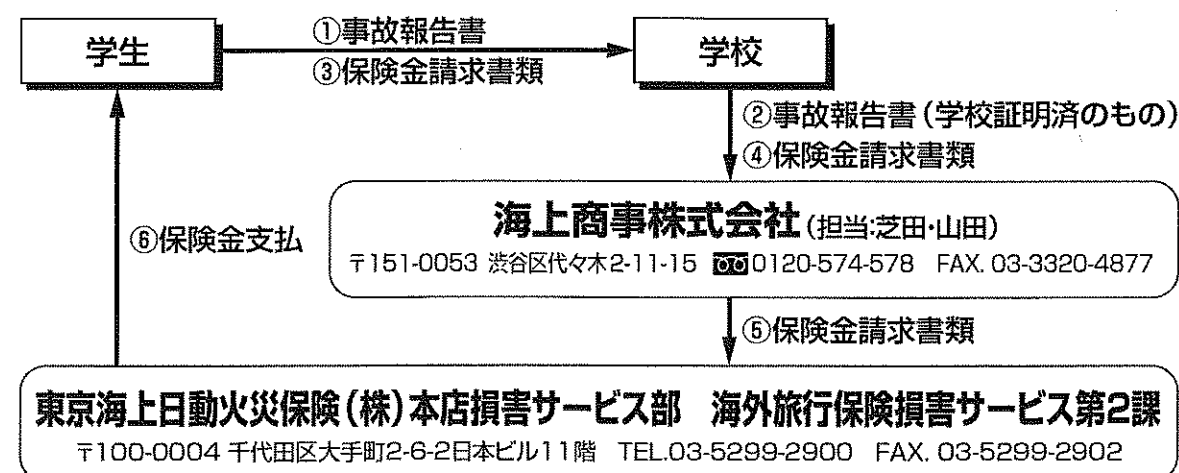
5 事故時の手続

- ①学生は、事故・疾病が発生したらすみやかに「事故報告書(事故の日時、場所、被害者名、事故状況等)」を学校へ提出します。
- ②学校は、上記①の「事故報告書」に必要事項を記入のうえ、取扱代理店(海上商事)へ提出します。
- ③～④学生は、損害額が確定したら学校を通じて「保険金請求書類」を取扱代理店(海上商事)へ提出します。
- ⑤～⑥引受保険会社(東京海上日動:本店損害サービス部 海外旅行保険損害サービス第2課)から保険金をお支払いいたします。

(注1) 学生が日本語でのやりとりと負担感を生じることのないよう、取扱代理店および保険会社との窓口には必ず学校がなるようにしてください。

(注2) 事故に関する各種ご相談は、取扱代理店(海上商事)でお受けさせていただきます。

(注3) 損害賠償責任の全部または一部を承認するときは、あらかじめ保険会社にご相談ください。



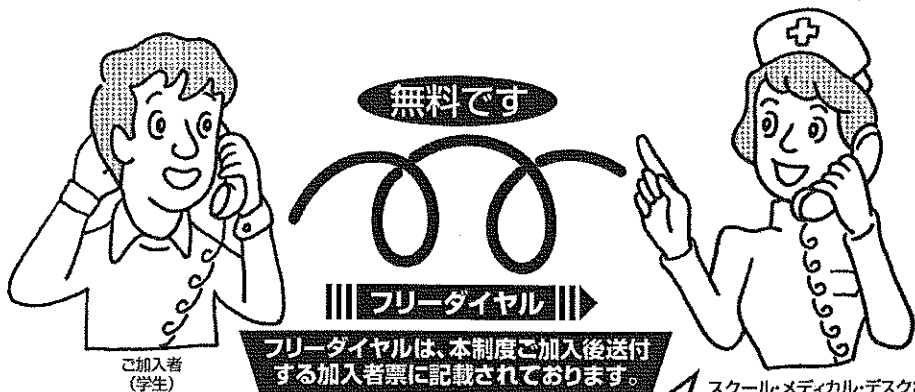
Ⅲ. 付帯されるサービス

安心を提供する無料電話健康相談サービス

スクール・メディカル・デスク24

受付時間/24時間年中無休 スクール・メディカル・デスク24係

※スクール・メディカル・デスク24は、東京海上日動メディカルサービス㈱との提携により、同社からご提供いたします。サービス内容は予告なく変更・中止されることがありますのでご了承ください。



無料です

フリーダイヤル

フリーダイヤルは、本制度ご加入後送付する加入者票に記載されております。

スクール・メディカル・デスク24係

(注)日本語のみの対応となります

Q&A

日本語学校学生災害補償制度(よくあるご質問例)

- Q1 補償開始後にひいたカゼで病院に入院したときの治療費は対象となりますか？
 Q2 学校の敷地外での事故によるケガは補償の対象となりますか？
 Q3 アルバイト中のケガ、賠償責任事故は対象となりますか？
 Q4 補償期間中に被ったケガで長期入院し本国から親族等呼び寄せする場合、費用は対象となりますか？
 Q5 国民健康保険に入れない短期ビザの学生は保険の対象(被保険者)になれるか？

Q1~Q5のAns. (総合補償タイプ)

- A1 対象となります。
 (注) 前年度からの継続加入校の学生は、本年度契約の補償開始後に発病した病気により入院した場合に限ります。
- A2 日常生活のさまざまな偶然な事故によるケガの治療費用が対象となります。
 (注) 公的医療保険制度等からの支払等がない場合、医師・病院に支払った診療・入院関係費用については、実際に支出した費用で保険会社が妥当と認める費用の30%をご契約の保険金額を限度にお支払します。
- A3 ケガは対象になりますが、賠償責任事故は職務遂行に直接起因する場合には、対象となりません。
- A4 3日以上続けて入院された場合、往復交通費(救護者3名分まで)、渡航手続費・日本での諸雑費(合計で20万円まで)、ホテル代(救護者3名分かつ1名につき14日分まで)等が対象となります。
 ※重症などで治療を継続中の被保険者が本国の病院へ移転を余儀なくされる場合は、移送費をお支払いします。(払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、傷害治療費用または疾病治療費用で支払われるべき金額は差し引きます。)その他移送手続きなどに関し、インターナショナルアシスタンス社が総合的にサポートします。
- A5 保険の対象(被保険者)になります。ただし、公的医療保険制度等からの支払等がない場合、お支払の対象となる医師・病院に支払った診療・入院関係費用については実際に支出した費用で保険会社が妥当と認める費用の30%のお支払となりますので、自己負担額が生じます。

Q1~Q5のAns. (基本補償タイプ)

- A1 対象となりません。
- A2 授業として行われる実習など学校施設以外の場所での授業中であれば学内外を問わず、対象となります。
 (登下校中を含みます。)
 (注) 専修学校・各種学校の場合は、学校行事参加中も対象となります。
- A3 ケガ、賠償責任ともに対象となりません。
- A4 対象となりません。
- A5 保険の対象(被保険者)になります。

(注) 詳細は別途取扱代理店(海上商事)にお問い合わせください。

Ⅰ. 総合補償タイプのご説明(海外旅行保険)

※被保険者(保険の対象となる方)またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

お支払いする保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡保険金	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡にされた場合を含みます)。	傷害死亡保険金額の全額を被保険者(保険の対象となる方)の法定相続人に支払います。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。 同一のケガにより、すでに支払われた傷害後遺障害保険金がある場合は、下記の額をお支払いします。 お支払い額=傷害死亡保険金額-すでに支払われた傷害後遺障害保険金の額	たとえば、 ①ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)の故意または重大な過失 ②保険金受取人の故意または重大な過失 ③戦争、その他変乱(*1) ④放射線照射、放射能汚染 ⑤無免許・酒酔・麻薬等を使用している運転中に生じた事故によるケガ ⑥けんかや自殺行為、犯罪行為を行うこと ⑦脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、早産、流産によるケガ ⑧旅行開始前または終了後に発生したケガ(*1)戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。
傷害後遺障害保険金	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合。	(後遺障害の程度に応じて)傷害後遺障害保険金額の3%~100% ! お支払い額は、保険期間を通じて合計で傷害後遺障害保険金額が限度となります。	上記①~④、⑥に加え、たとえば、 ・無免許・酒酔・麻薬等を使用している運転中に生じた事故 ・妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気の治療費用 ・歯科疾病 ・旅行開始前または終了後に発生したケガ ・旅行開始前に発病した病気 ・むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの
治療・救護費用保険金	●治療費用部分 ①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、医師の治療を受けた場合。 ②海外旅行開始後に発病した病気により、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けた場合(*2)。 ③海外旅行中に感染した特定の感染症(*3)がもとで、旅行終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けた場合。 ●救護費用部分 ①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡にされた場合。(事故により直ちに死亡にされた場合を含みます。) ②海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気により、3日以上続けて入院された場合。(病気の場合は、旅行中に医師の治療を開始したときに限ります。) ③病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で海外旅行中に死亡にされた場合。 ④海外旅行中に発病した病気により、旅行中に医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡にされた場合。 ⑤乗っている航空機・船舶が遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、警察等の公的機関によって緊急捜索・救助活動が必要となる状態と確認された場合 ●共通のご注意 お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故などについて、治療・救護費用保険金額が限度となります。また、次のa.b.cの費用がお支払いの対象となり、c.はお支払いの対象となりません。 a. 日本国内において治療を受けた場合に、自己負担額として被保険者(保険の対象となる方)が診療機関に直接支払った費用。 b. 海外において治療を受けた場合に、被保険者が診療機関に直接支払った費用。 c. 日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険などから支払いがなされ、被保険者が直接支払うことが必要とならない部分。 また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分。	●治療費用部分 下記の費用で実際に支払われた治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額(下記の①~③、⑤、⑦については、ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、その日を含めて180日以内に必要となった費用に限りまします。) (注)日本国外においてカイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療で支出した費用は保険金をお支払いできません。 ①医師・病院に支払った診療・入院関係費用。(緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示で静養する場合の宿泊施設客室料などを含みます。) ②治療のために必要になった通訳人費用、交通費。 ③義手、義足の修理費。(ケガの場合のみ) ④入院のため必要になったa.国際電話料等通信費、b.身の回り品購入費(1回のケガ、病気について、bについては5万円、aとb合計で20万円を限度とします。) ⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費。(払戻しを受けた金額を負担することを予定していた金額は差し引きます。) ⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用。 ⑦法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用。 ●救護費用部分 ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)、または被保険者の親族の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められる金額。 ①捜索救助費用。 ②救護者の現地までの往復航空運賃などの交通費。(救護者3名分まで) ③救護者の宿泊施設の客室料。(救護者3名かつ1名につき14日分まで) ④救護者の渡航手続費、現地での諸雑費。(合計で20万円まで) ⑤現地からの移送費用(払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます。) ⑥遺体処理費用。(100万円まで)	上記①~④、⑥に加え、たとえば、 ・妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気 ・歯科疾病
疾病死亡保険金	①海外旅行中に病気により死亡された場合。 ②海外旅行開始後に発病した病気により、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡にされた場合(*2)。 ③海外旅行中に感染した特定の感染症(*3)によって、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡にされた場合。	疾病死亡保険金額の全額を被保険者(保険の対象となる方)の法定相続人に支払います。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。	上記①~④、⑥に加え、たとえば、 ・妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気 ・歯科疾病
賠償責任保険金	海外旅行中に他人にケガをさせたり、他人の物(*4)に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合。 (*4)レンタル会社よりご契約者または被保険者(保険の対象となる方)が直接借用した旅行用品・生活用品、宿泊施設の客室・宿泊施設の客室内の動産(セイフティボックスおよび客室のキーを含みます。)、居住施設内の部屋・部屋内の動産(戸室全体を賃借している場合を除きます。)を含みます。	損害賠償金の額。 ! 1回の事故について、賠償責任保険金額が限度となります。 (注1) 損害賠償責任の全部または一部を承認する場合は、あらかじめ弊社にご相談ください。 (注2) 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 (注3) 被保険者(保険の対象となる方)が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。	上記③④に加え、たとえば、 ・ご契約者または被保険者の故意 ・職務遂行に関する(仕事上の)賠償責任 ・航空機、船舶(*5)、車両(*6)、銃器の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ・親族に対する賠償責任 (*5)ヨット、水上オートバイはお支払いの対象となります。 (*6)レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中のスノーモービル等はお支払いの対象となります。

(*2)旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限りまします。
 (*3)コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回盲結、熱熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫(がっこうちゅう)、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎臓性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性肺炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。

※「海外旅行中」とは、保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ被保険者(保険の対象となる方)が留学の目的をもって母国の住居を出発してから、母国の住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。

II. 基本補償タイプのご説明(学校契約団体傷害保険(学校の管理下のみ補償)・施設賠償責任保険のご説明)

※被保険者(保険の対象となる方)またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

◆お支払いする保険金

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
死亡保険金	被保険者(保険の対象となる方)が、本制度加入の学校管理下中(通学中を含みます。)において、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。(注:既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を控除した残額をお支払いします。)
後遺障害保険金	被保険者(保険の対象となる方)が、本制度加入の学校管理下中(通学中を含みます。)において、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の3%~100%をお支払いします。(注:保険期間(保険のご加入期間)を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。)
入院保険金	被保険者(保険の対象となる方)が、本制度加入の学校管理下中(通学中を含みます。)において、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合	入院日数(実日数)に対して、1日につき入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、入院保険金はお支払いできません。また、入院保険金が支払われる期間中、さらに別の急激かつ偶然な外来の事故により新たにケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。
手術保険金	被保険者(保険の対象となる方)が、本制度加入の学校管理下中(通学中を含みます。)において、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、上記入院保険金がお支払われる場合において、その治療のため、病院または診療所において所定の手術を受けた場合 「所定の手術」の詳細については、東京海上日動のホームページ(http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/sick/operation.html)をご確認ください。	手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍、20倍または40倍をお支払いします。ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限りです。
通院保険金	被保険者(保険の対象となる方)が、本制度加入の学校管理下中(通学中を含みます。)において、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、通院(往診を含みます)による医師の治療を受けた場合	通院の日数(実日数)に対して、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金はお支払いできません。また、支払対象となる「通院の日数」は、90日が限度となります。なお、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度に治ったとき以降の通院に対しては、保険金をお支払いできません。(注:入院保険金とは重複してお支払いできません。また、通院保険金がお支払われる期間中、別の急激かつ偶然な外来の事故により新たにケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。)
賠償責任補償 (施設賠償責任保険)	日本国内において保険期間中に発生した学校管理下(*)での活動により、他人の身体・生命を害したり他人の財物を損壊した事故により、被保険者(補償を受けることができる方)が法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 *上記「学校管理下」の詳細については、4ページ(注1)~(注3)をご覧ください。 ※被保険者は、ご加入の学校に在籍する生徒をいい、被保険者相互間においてそれぞれの被保険者は互いに他人とみなします。	(1)お支払いする保険金の種類 被保険者が負担する次の賠償金または費用に対して保険金をお支払いします。 ①法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。 ②損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の訴訟費用 ③被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続きまたはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用 ④被保険者が損害拡大の防止・軽減のために必要・有益な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用 ⑤引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用 (2)お支払い方法 上記①の損害賠償金については、その額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 上記②~⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の訴訟費用について、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって保険金を削減してお支払いします。

●「学校管理下」については、このパンフレットP.4 II. ⑨をご確認ください。

(注)上記傷害におけるケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、以下のような急激性、偶然性、外来性を欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。・職業病、テニス肩 等

◆保険金をお支払いしない主な場合

死亡・後遺障害保険金、 入院保険金、手術保険金、 通院保険金	●ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ ●けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ ●無免許運転、酒酔運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ●脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置(保険金がお支払われるケガを治療する場合を除きます)によるケガ ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ●戦争、内乱、暴動などによるケガ(「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」により、テロ行為によるケガは除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。) ●核燃料物質の有害な特性等によるケガ ●自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリーの走行等を行っている間のケガ ●むち打ち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの 等
賠償責任補償 (施設賠償責任保険)	●保険契約者、被保険者の故意 ●地震、噴火、洪水、津波または高潮 ●戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議 ●他人との特別の約定によって加重された賠償責任 ●他人から借りたり預かったり使用している物など、被保険者の管理下にある財物の損壊につき、その所有者等の権利者に対する賠償責任 ●被保険者と同居する親族に対する賠償責任 ●排水・排気(煙を含みます。)に起因する賠償責任 ●航空機、昇降機または自動車、原動機付自転車等の所有、使用または管理に起因する損害 ●施設外での船・車両(原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)または動物の所有、使用または管理に起因する損害 ●被保険者の占有を離れた商品・飲食物等に起因する損害 ●石綿(アスベスト)、石綿の代替物質等の発がん性その他有害な特性に起因する損害 ●核燃料物質、核汚染物質等の有害な特性等に起因する損害 ●汚染物質の排出・流出・いっ出または漏出に起因する損害(ただし、排出等が不測かつ突発的かつ急激で、所定の期間内に発見・通知された場合を除きます。) 等

〈ご加入にあたっての注意事項〉

ご加入の際の注意	(総合補償タイプ) ①帰国予定:帰国予定のない方や海外に永住される方を被保険者(保険の対象となる方)とする保険契約はお申込みいただけません。そのため、保険契約締結ならびに保険金請求の際に、在住状況等をご申告いただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ②留学先でのお仕事・運動:次のような場合には、割増保険料をお支払いいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございますので、その旨お申し出ください。 ・留学先で危険なお仕事(たとえば、プロボクシング・プロレスリング等)に従事される場合。 ・留学先でビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーター・ハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動をされる場合。 ・留学先で航空機(グライダーおよび飛行船を除きます。)を操縦される場合(ただし、お仕事での航空機操縦については割増保険料は不要です。) ・留学先で自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等をされる場合。 (基本補償タイプ) ①告知義務(ご加入時に代理店または引受保険会社に重要な事項を申し出ていただく義務) ・加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に加入依頼書等に正確に記載してください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合はご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください(取扱代理店には告知受領権があります。) ・学校契約団体傷害保険の告知事項は、以下の事項となります(詳細は加入依頼書等をご確認ください。) ●他の保険契約等(*)を締結されている場合には、その内容(同時に申し込む契約を含みます。) (*)「保険契約等」とは、全部または一部に対して支払責任が同じである保険契約または共済契約をいいます。なお、保険金ご請求時に、他の保険契約等の内容について確認させていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。 ②更新してご加入頂く場合は、現在のご契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、ご加入の代理店または引受保険会社まですぐにご連絡ください。なお、本パンフレットの内容は2012年4月1日以降の補償内容です。それより前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。 ③被保険者名簿の備付について:ご加入にあたっては、保険の対象となる方(被保険者)の名簿を常に備え付けていただくことが必要です。 (総合補償・基本補償共通) ご契約内容および事故報告内容の確認について:損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について(社)日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は上記目的以外には用いられません。ご不明の点は、引受保険会社までご照会ください。
ご加入後の注意	(総合補償・基本補償共通) ご加入内容の確認・保管:加入者票は加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向通りの加入内容になっているかどうかをご確認くださいようお願いいたします。 また、加入依頼書控等、加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点があれば、ご加入の代理店または引受保険会社までお問い合わせください。 (総合補償タイプ) ①通知義務(ご加入後に加入内容に変更が生じた場合に代理店または保険会社に連絡していただく義務) 加入依頼書等に★が付された事項は、ご契約に関する重要な事項です。 加入依頼書等に★が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご加入の代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがありますのでご注意ください。通知事項は以下の事項となります。 ※ご連絡いただいた内容によっては、保険料が変更になることがあります。なお、この場合には、通知事項に内容の変更が生じた時以降の期間に対して算出した保険料を請求または返還します。 ・海外旅行中に従事するお仕事の内容が変わる場合* *下記のお仕事に変更となる場合には、弊社からご案内するご契約内容に変更いただいたり、ご契約を解除させていただくことがあります。詳細はご契約の代理店または弊社までお問い合わせください。 ・プロボクサー、プロキックボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含む)、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の身体・生命の危険度の高いお仕事 ②死亡保険金受取人の変更:ご加入後、保険金受取人を変更(新たに指定する場合を含みます。)する場合には、取扱代理店または弊社までご連絡願います。この場合には、必ず被保険者の同意が必要です。 (基本補償タイプ) 被保険者数の通知:保険料の精算について:毎月の保険始期当日における被保険者数を当日午後5日以内に取扱代理店または弊社にご通知ください。通知に基づき確定保険料を算出し、保険期間終了後に暫定保険料との間で差額を精算します。なお、通知に漏れがあった場合には、保険金を削減してお支払いすることや保険金をお支払いできない場合があります。 〈通知義務〉(施設賠償責任保険の場合) ご加入後に加入依頼書等に★が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。 ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、ご加入の代理店または引受保険会社までお問い合わせください。 加入内容変更をいただいてから1ヶ月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念の為、連絡先の担当者、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

11

クーリングオフできない場合

次のご契約はクーリングオフできませんので、ご注意ください。

- ・保険期間が1年以下のご契約（自動継続特約をセットした契約を含みます。）
- ・営業または事業のためのご契約・法人または法人でない団体・財団等が締結されたご契約
- ・金銭消費貸借契約その他の契約の履行を担保するためのご契約（保険金請求権に質権が設定されたご契約等）
- ・通信販売特約により申込まれたご契約

8. 新たな保険契約への乗換えについて

現在のご契約を解約、減額などを行うことを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に次の点にご確認ください。

- ①現在のご契約を解約、減額などされる場合の不利事項
○多くの場合、返れい金はお払込保険料の合計額より少ない額となります。特にご加入後短期間で解約されたときの返れい金は、まったく
ないか、あってもごくわずかなものがあります。
- ②新たな保険契約にご加入される場合のご注意事項
○新たににご加入の保険契約について告知をいただく際、告知されなかったり、事実と異なることを告知されると告知義務違反としてご契約
が解除され保険金が支払われない場合があります。
○新たににご加入の保険契約の責任開始期前の発病などの場合は、保険金が支払われない場合があります。

9. 死亡保険金受取人の指定

死亡保険金は原則として法定相続人に支払います。死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合には、必ず被保険者の同意を得てください。
同意のないままにご加入をされた場合、保険契約が無効となります。

10. 事故が発生した場合

- 事故が発生した場合には、30日以内に加入の代理店または弊社にご連絡ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明等の事故が発生したときまたは事故状況等を証明する書類または証拠
 - ・住民票、戸籍謄本等の被保険者または保険の対象であることを確認するための書類または証拠
 - ・レントゲン・MRIなどの傷害または疾病の程度を証明する書類または証拠
 - ・領収書等の被害が生じた物の価格を確認できる書類、被害が生じた物の写真および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類または証拠
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、当会社が支払うべき保険金の額を算出するための書類または証拠
 - 被保険者に保険金を請求できない事情があり、代理人がいない場合は、被保険者の配偶者または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち弊社所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できる場合があります。詳細は、ご加入の代理店または弊社までお問い合わせください。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。
 - 保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。
 - 賠償事故の場合、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に弊社にご相談ください。
弊社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがあります。

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、お申込みをいただく上で特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等に記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

1. ご加入される保険が以下の点でお客様のご希望に沿った内容となっていることをご確認ください。ご希望に沿った内容でない場合は、代理店または弊社までお申し出ください。

- ☐「支払われる保険金」および「保険金をお支払いする場合」*
- ☐保険期間（保険のご加入期間。最長2年までの間で旅行期間に合わせて設定してください。)*
- ☐保険金額（ご契約金額）*
- ☐保険料*

2. 加入依頼書の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがあった場合は加入依頼書の訂正が必要となりますので、代理店または弊社までお申し出ください。

- ☐加入依頼書の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？
- 「家族旅行特約をセットする場合のみ」*ご確認ください。
 - ☐被保険者の範囲についてご確認いただけましたか？
- 「海外旅行中にお仕事に従事される方のみ」*ご確認ください。
 - ☐加入依頼書の「海外旅行中に従事する職業・職務」欄は正しくご記入いただいていますか？
- 「旅行中に下記の運動等を行う場合のみ」*ご確認ください。
 - ☐下記の運動等を行うことについて、代理店または弊社にお申し出いただきましたか？
下記の運動等を行う場合はあらかじめ割増保険料が必要となる場合があります（割増保険料をいただけない場合、下記の運動等を行っている間の事故は保険金が削減されたり、保険金をお支払いできないことがあります）。
 - ・山岳登山（ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）
 - ・リュージュ、ボブスレー、スケルトン
 - ・航空機（グライダーおよび飛行船を除きます。）操縦（ただし、お仕事での航空機操縦については割増保険料は不要です。）
 - ・スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。）搭乗、ジャイロプレーン搭乗
 - ・その他これらに類する危険な運動
 - ・以下の乗用具による競技・競争・興行（いずれも練習を含む）または試運転、競技場でのフリー走行等
自動車、原動機付自転車、ゴーカート、モーターボート、水上オートバイ、スノーモービルその他これらに類する乗用具

3. 重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）の内容についてご確認ください。

特に「注意喚起情報のご説明」には、お客様にとって不利益となる情報や、「保険金をお支払いしない主な場合」「告知義務」「通知義務等」が記載されていますので必ずご確認ください。
*詳細については重要事項説明書、パンフレット等をご確認ください。また、実際のお客さまのご契約内容については加入者票にてご確認ください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険に関するご意見・ご相談は：本説明書裏面もしくはパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。
事故のご連絡・ご相談は：東京海上日動安心110番（事故受付センター）（受付時間：24時間365日）
0120-119-110「事故は119番-110番」（フリーダイヤル）
携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からご利用になれます。

（社）日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である（社）日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
弊社との間で問題を解決できない場合には、（社）日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、（社）日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（http://www.sonpo.or.jp/）

0570-022808
受付時間：平日午前9時15分～午後5時（土・日・祝日はお休みとさせていただきます。）

〈重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報のご説明）〉

基本補償タイプ（学校契約団体傷害保険・施設賠償責任保険 団体契約）にご加入いただくお客様へ（必ずお読みください）

契約概要・注意喚起情報のご説明

- 本説明書はご加入いただく保険に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、ご契約者である（財）日本語教育振興協会の代表者の方にお渡ししております保険約款によりますが、ご不明点等につきましてはパンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。なお、主な保険約款については弊社ホームページ（http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/yakkan.html）にも掲載しておりますので、必要に応じてご参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに約款を掲載していない商品もあります。詳しくはパンフレット記載の問い合わせ先までお問い合わせください。）。
- 契約概要はご加入いただく保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
- 注意喚起情報はご加入いただく保険のお申込みをいただくに際して、お客様にとって不利益となる事項など、特にご注意ください。ご加入いただく前に必ずお読みください。
- ご家族等の方が被保険者（保険の対象となる方または補償を受けることができる方をいいます。）となる場合には、本説明書の内容をご説明いただきますようお願い申し上げます。

※パンフレットおよび加入依頼書控等、加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。

契約概要のご説明

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

- (1)商品の仕組み
この保険は、（財）日本語教育振興協会をご契約者とし、（財）日本語教育振興協会会員校に在籍する学生を被保険者（保険の対象となる方または補償を受けることができる方をいいます。以下同様とします。）とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。
この保険の名称、ご契約者となる団体やご加入いただける被保険者の範囲等につきましては、パンフレット等をご参照ください。
- (2)補償の内容・保険期間（保険のご契約期間）
①保険金をお支払いする主な場合、お支払いする保険金、②保険金をお支払いしない主な場合、③保険期間などにつきましては、パンフレット等をご参照ください。
- (3)引受条件（保険金額等）
この保険での引受条件（保険金額等）は予め定められたご契約タイプの中からお選びいただくこととなります。ご契約タイプについての詳細はパンフレット等をご参照ください。

2. 保険料・払込方法

保険料はご加入いただくご契約タイプなどによって決定されます。保険料・払込方法については、パンフレット等をご参照ください。

3. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

東京海上日動火災保険株式会社

保険に関するご意見・ご相談は：本説明書もしくはパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。
事故のご連絡・ご相談は：東京海上日動安心110番（事故受付センター）（受付時間：365日24時間）
0120-119-110「事故は119番-110番」
携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からご利用になれます。

（社）日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である（社）日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
弊社との間で問題を解決できない場合には、（社）日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、（社）日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（http://www.sonpo.or.jp/）

0570-022808
受付時間：平日午前9時15分～午後5時（土・日・祝日はお休みとさせていただきます。）

注意喚起情報のご説明

1. 補償の重複に関するご注意

被保険者またはそのご家族が既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償範囲が重複することがあります。ニーズに合わせてご契約内容の見直しをご検討ください。なお、補償範囲の重複を避けるためにご契約内容を見直す場合、将来、補償を残したご契約を解約されるとき等、その補償がなくなってしまうことがありますのでご注意ください。

2. 告知義務・通知義務等

- (1)ご加入時における注意事項（加入依頼書等に関する注意事項等）
 - 保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから保険金等のお支払いが発生するリスクが高い方などが無条件にご加入されますと保険料負担の公平性が保たれません。
 - このためご加入時には、告知義務（ご加入時に代理店または弊社に重要な事項を申し出いただく義務）があります（弊社代理店は弊社に代わって告知を受領することができます。）。告知義務の内容等についてはパンフレット等をご参照ください。特に健康状態に関する告知が必要な商品については、被保険者（保険の対象となる方または補償を受けることができる方をいいます。以下同様とします。）となられる方の健康状態に応じてお引受けを行っており、健康状態に関して告知いただいた内容によってはお引受けをお断りさせていただくことがあります。健康状態に関する告知は必ず被保険者となられる方ご自身が事実をありのままに正確にご回答ください。
 - もし、故意または重大な過失によって、告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、申込日から5年以内であれば、弊社は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。ただし、「告知義務違反による解除の期間に関する特約」がセットされている場合（約款に同内容の規定がある場合を含みます）は、以下の取扱いとなります。
 - ・保険期間が1年以内のご契約の場合：支払責任の開始日（※）から1年以内に、①告知いただいた内容が不正確であることが判明した場合や②保険金の支払事由が発生した場合に限り、「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。
 - ・保険期間が1年を超えるご契約の場合：支払責任の開始日（※）から2年以内に、①告知いただいた内容が不正確であることが判明した場合や②保険金の支払事由が発生した場合に限り、「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。
 - （※）ご契約を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日となります。
- ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係がない場合は、保険金お支払いの対象となります。

- なお、ご加入を解除させていただく場合以外にもご契約の締結状況により保険金をお支払いできないことがあります。例えば、『現在の医療水準では治めが困難な病気・症状について、故意に告知をされなかった場合』等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、経過年数に関わらず、保険金をお支払いできないことがあります。
- 加入依頼書は保険契約申込書の一部を成します。
- (2) ご加入後における留意事項（通知義務等）
- 通知義務（ご加入後に加入内容に変更が生じた場合に代理店または弊社に連絡していただきたい義務）や各種手続き等についてはパンフレット等をご参照ください。ご連絡や手続き等がないと、ご加入を解除したり保険金をお支払いできないこと等があります。
- ご連絡いただいた内容によっては、保険料が変更になることがあります。なお、この場合には、加入依頼書等に記載の通知事項に内容の変更が生じた時以降の期間に対して算出した保険料を請求または返還します。
- (3) 次回更新契約のお引受け
- 保険金請求状況等によっては、次回以降の更新のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので予めご了承ください。
- ご加入時に特定の疾病等について保険金をお支払いしない条件でお引受けをした場合であっても、その保険商品の健康状態に関するすべての質問事項について新たに告知いただくことで、更新にあたりその特定の疾病等を保険金お支払いの対象とするご加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことや引受条件を制限させていただく場合がありますので、ご注意ください。

3. 責任開始期

保険責任は、原則として、パンフレット等記載の保険期間の開始時から始まります。

ただし、保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくは、パンフレット等にてご確認ください。

4. 保険金をお支払いしない主な場合等

- (1) 始期前発病不担保の取扱い変更
- （約款上、始期前発病不担保の規定のある疾病または介護を保険金支払事由とする商品にかぎります）
- ご加入を更新されてきた最初の保険契約（初年度契約といえます）の支払責任の開始日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因とする就業不能や入院等は保険金のお支払い対象とはなりません。（始期前発病不担保といえます。）
- ただし、初年度契約の支払責任の開始日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因とする就業不能や入院等についても、初年度契約の支払責任の開始日から1年（※）を経過した後に就業不能や入院等については、保険金のお支払い対象となります。
- （※）保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。
- (2) その他
- パンフレット等をご参照ください。

5. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。詳細は後記（引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて）等をご参照ください。

6. 個人情報の取扱いについて

パンフレット記載の＜個人情報の取扱いに関するご案内＞もしくは加入依頼書等をご参照ください。

7. 新たな保険契約への乗換えについて

現在のご加入を解約、減額などをするを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に次の点にご注意ください。

- ① 現在のご加入を解約、減額などされる場合の不利益事項
- 多くの場合、返れい金はお払込保険料の合計額より少ない額となります。特にご加入後短期間で解約されたときの返れい金は、まったくないか、あってもごくわずかとなる場合があります。
- ② 新たな保険契約にご加入される場合のご注意事項
- 新たにご加入の保険契約について、被保険者の健康状態などによりお断りしたり、特定の疾病を補償対象外としてお引受けする場合があります。
- 新たにご加入の保険契約の保険料については、保険期間（新たにご加入の保険契約のご契約期間）の初日における被保険者の年齢等により計算される場合があります。
- 新たにご加入の保険契約の保険料については、保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なる場合があります。
- 新たにご加入の保険契約について告知をいただく際、告知されなかったり、事実と異なることを告知されると告知義務違反としてご加入が解除され保険金が支払われない場合があります。
- 新たにご加入の保険契約の責任開始期前の発病などの場合は、保険金が支払われない場合があります。

8. 被保険者からのお申し出による解約

被保険者からのお申し出によりその被保険者に係るご加入を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。本内容については、被保険者となるご家族等の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

9. 保険金のご請求・お支払いについて

- (1) 事故が発生した場合の手続き等
- 事故が発生した場合の手続き等についてはパンフレット等をご参照ください。
- (2) 保険金請求書類
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
- ・交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明等の事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類または証拠
 - ・住民票、戸籍謄本等の被保険者または保険の対象であることを確認するための書類または証拠
 - ・レントゲン・MRIなどの傷害または疾病の程度を証明する書類または証拠
 - ・領収書等の被害が生じた物の価格を確認できる書類、被害が生じた物の写真および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類または証拠
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、当会社が支払うべき保険金の額を算出するための書類または証拠
 - ・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- (3) 代理人からの保険金請求
- 被保険者に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいない場合は、被保険者の配偶者等のご家族のうち弊社所定の条件を満たす方が、被保険者の代理人として保険金を請求できる場合があります。詳細は、パンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。
- (4) 賠償責任保険金等のお支払いについて
- 被保険者が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られます。
- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 - ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 - ③被保険者の指図に基づき、弊社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

10. 共同保険について

ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、本説明書もしくはパンフレット等をご参照ください。

＜引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて＞

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、経営が破綻した場合には、ご加入される保険種類によりましては「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、所定の割合まで補償されます。

「損害保険契約者保護機構」の補償対象保険種類および補償割合につきましては、下表をご確認ください。

保険種類	補償割合	
	保険金	返れい金等
保険期間1年以内の傷害保険 普通傷害保険・家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、フルガード保険特約付帯普通傷害保険・家族傷害保険、こども総合保険、自転車総合保険、医療保険基本特約付帯普通傷害保険・家族傷害保険、がん保険基本特約付帯普通傷害保険・家族傷害保険 など	破綻後3か月間は100% 3か月経過後は80%	80%
個人賠償責任保険、ゴルファー保険、ハンター保険、携行品一式特約付帯動産総合保険、ヨット・モーターボート総合保険 など	破綻後3か月間は100% 3か月経過後は80%（注1）	80% （注1）
所得補償保険、医療保険（1年契約用）、がん保険（1年契約用）、医療費用保険 など	90% （注2）	90% （注2）
保険期間1年超の傷害保険 普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、こども総合保険、自転車総合保険 など		

（注1）ご契約者が個人・小規模法人（*）・マンション管理組合（以下「個人等」といいます）の場合に対象となります。また、ご契約者が個人等以外の方である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

（*）「小規模法人」とは、破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人および外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限ります。）をいいます。

（注2）引受保険会社の経営が破綻した時点で保険料等の算出の基礎となる予定利率が主務大臣の定める基準利率を過去5年間常に超えていた場合は、保険金、返れい金等の補償割合は90%を下まわります

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、お申込みをいただく上で特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

- ☐ 保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます）、お支払いする保険金
- ☐ 保険期間（保険のご契約期間）
- ☐ 保険金額（ご契約金額）
- ☐ 保険料・保険料払込方法

2. 加入依頼書等の記載事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記載漏れ、記載誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記の記載事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。

【募集する商品に応じて記載いただく事項】

- 『複数の方を被保険者とするタイプにご加入の場合のみ』ご確認ください。
- ☐ 被保険者の範囲についてご確認いただきましたか？

【種目共通事項】

- ☐ 加入依頼書の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？

3. 重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）の内容についてご確認いただきましたか？

特に「注意喚起情報のご説明」には、「保険金をお支払いしない主な場合等」などお客様にとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。